

福岡市中間検査の手引き

平成12年6月
平成15年3月改定
平成18年3月改定
平成21年3月改定
令和7年4月改定

福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築審査課

目 次

第1章 中間検査制度の概要	
1. 中間検査概要	1
(1) 中間検査の創設と主旨	
(2) 中間検査の方法	
(3) 適法性の判断	
(4) 中間検査と工事監理	
2. 特定工程等の指定内容	3
(1) 中間検査を行う区域	
(2) 中間検査を行う期間	
(3) 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模	
(4) 指定する特定工程及び指定する特定工程後の工程	
(5) 特例対象建築物の取り扱いについて	
3. 中間検査・完了検査 受検までの流れ	5
第2章 中間検査の手続き等	
1. 中間検査前の確認事項	6
(1) 建築主等の変更届の提出	
(2) 計画変更確認申請及び細則第6条の2（設計の変更の届出）による所定の手続き	
(3) 工事監理者による工事監理、施工内容の確認	
(4) 現場の準備	
(5) 検査日程の事前調整	
2. 中間検査申請書の受付	8
(1) 提出時期	
(2) 中間検査申請時の留意事項	
(3) 提出書類	
(4) 中間検査申請手数料算定時の床面積の算定	
3. 中間検査手数料及び中間検査を受けた建築物に係る完了検査手数料について	10
第3章 中間検査の方法	
1. 現場検査概要	11
2. 現場に準備する書類	11
(1) 鉄骨造	
(2) 木造	
(3) 鉄筋コンクリート造	
(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造	
3. 現場留意事項	13

4. 検査要領	14
(1) 一般事項検査項目	
(2) 木造検査項目	
(3) 基礎工事 (S・RC・SRC造) 検査項目	
(4) 鉄骨造 (S造) 検査項目	
(5) 鉄筋コンクリート造 (RC造) 検査項目	
(6) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造) 検査項目	

第4章 中間検査合否の判定と事務処理

1. 中間検査後の処理の流れ	16
2. 合否の判定	17